

学校法人純美禮学園 設置する学校に係る部活動の基本方針

平成31年4月1日

純美禮学園では、「運動部活動の在り方に関する総合的なガイドライン（平成25年5月文部科学省）」の趣旨を踏まえ、以下の内容をもって本学園が設置する学校に係る部活動の方針とする。

部活動は、学校教育の一環として実施する教育活動であり、生徒たちが主体性や自己肯定感を育むことができる取り組みとして位置づけられる。また、部活動は、単に技術や競技力を向上させるだけのものではなく、他と協同することでバランスのとれた心身の成長に大いに寄与するものであり、滋賀短期大学附属高校部活動に係る活動方針を尊重しながら、今後も適正に運営を図っていく。

滋賀短期大学附属高等学校 部活動に係る活動方針

1 基本方針

文武両面で生徒を鍛え、自ら学ぶ力、チャレンジする力、豊かな人間性と社会性を育てることを理念として部活動を運営する。また、活動を通して生徒が生涯にわたり計画的に心身の健康を保持増進し、豊かな人生を実現するための能力を養う。

また強化指定部では、アスリートとして全国で活躍できる人材や将来スポーツ活動の優秀な指導者となれる人材の育成を目指す。

2 適切な運営のための体制

(1) 指導・運営に係る体制の構築

校長のリーダーシップのもと、生徒の発達段階や競技レベルを考慮しつつ、運動、食事、休養、睡眠のバランスのとれた生活を送ることができるよう、また、教員の長時間勤務の解消に向けて、合理的でかつ効果的な部活動を行うこととする。

(2) 活動計画等の作成及び公表

- ・部活動顧問は、本活動方針に則り年間の活動計画及び活動実績を作成し、校長に提出する。
- ・年度当初に各部活動の活動計画等を学校のホームページで公表する。

(3) 体罰・いじめ等の禁止

部活動顧問等の指導者は、いかなる理由があっても、部活動での指導で体罰が決して許されないものであるとの認識をもち、真摯に指導に当たる。また、いじめはあってはならないものと部員に認識させ、その防止のために部員とのコミュニケーションを密にし、健全な部活動運営に努める。

(4) 保護者の理解と協力について

保護者の理解と協力は、部活動の運営上欠かすことができない要件である。そのため、顧問として指導に関する基本方針・練習計画・練習内容・活動時間・休養日・部費等徴収金会計を明確にし、直接または書面で報告することにより、保護者の理解を得る。

3 安全で効率的・効果的な活動の推進

(1) 適切な指導の実施

- ・運動部活動の実施に当たっては『運動部活動での指導のガイドライン（平成25年5月文部科学省）』に則り、「生徒の心身の健康管理」、「事故防止」及び「体罰・ハラスメントの根絶」を徹底する。
- ・部活動顧問は、生徒とのコミュニケーションの充実による意欲の向上と生徒が主体的に取り組む力の育成を図りながら、生徒個々の目標が達成できるよう効果的な運営を行う。また、専門的な指導者等の助言をもとに科学的トレーニングを導入するなど安全で効率的な活動を推進する。

(2) 運動部活動用指導手引の活用

運動部顧問は、中央競技団体が作成する指導手引を活用して、適切な指導を行う。

4 休養日・活動時間

(1) 休養日

- ・学期中

週当たり原則1日以上以上の休養日を設ける。なお、平日は少なくとも1日、週末は少なくとも半日以上を休養とするが、種目の特性・公式戦前等で上記の基準によりがたく、活動した場合は、休養日を他の日に振り替えるよう努める。

定期考査5日前、及び考査期間中は、活動時間を短縮（1～1.5時間）するか行わない。また、大会等で必要がある場合のみ校長の許可を得て、延長できるものとする。

- ・長期休業中

学期中に準じた扱いを行う。

また、生徒が十分な休養を取ることができるとともに、部活動以外にも多様な活動を行うことができるよう、ある程度連続した休養日を設けるよう努める。

(2) 活動時間

1日の活動時間は、平日では3時間程度、強化指定部・強化推進部については4時間以内とする。学校の休業日（学期中の週末を含む）は4時間程度とし、練習試合・遠征等の場合は、生徒の体調を十分考慮し、別に休養を入れる。

5 夏季における熱中症対策

熱中症対策として、暑さ指数（WBGT）が30を超えている時は、早朝や夕刻に活動を振り分け、安全に十分配慮し、軽めのメニューや多めに休憩を取る等の対策を行う。また、練習試合・遠征においては、相手校指導者と協議し、試合数の軽減や休息の取り方について十分配慮し、事故の防止に努める。

6 学校単位で参加する大会等

- (1) 高等学校体育連盟が主催、共催する大会
- (2) 本活動方針の趣旨に則り精査した大会等

7 文化部の活動について

文化部の活動については、上記運動部の規定に準ずるものとする。